

※※※

# 足寄町農業委員会 第30回総会会議録

※※※

自 令和3年9月29日

至 令和3年9月29日

足 寄 町 農 業 委 員 会

令和3年9月29日 第30回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後 時 分

1 出席委員

2番 石 黒 彰                      3番 遠 國 和 宏                      6番 榊 原 武 義  
7番 宮 口 孝 治                      8番 荻 原 博 佳                      10番 吉 川 友 二  
12番 齋 藤 陽 敬

2 欠席委員

1番 遠 藤 勇                      4番 吉 村 進                      5番 岡 元 義 春  
9番 鳥 羽 秀 男                      11番 阿 部 昇

3 議事に参与するもの

事務局長 山 田 弘 幸  
総務担当主査 留 田 篤 史  
総務担当主査 餌 取 秀 和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名委員の指名について  
日程第 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について  
日程第 4 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について  
日程第 5 議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について  
日程第 6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
日程第 7 議案第5号 土地の現況証明書下付について

# 第30回農業委員会総会

令和3年9月29日

開会 午後1時30分

## (開会)

○議長 ただいまから、令和3年度第30回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番遠藤 勇委員、4番吉村進委員、5番岡元義春、9番鳥羽秀男委員、11番阿部 昇委員が欠席です。

## (会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

## (署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2番石黒 彰委員 3番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

## (議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議を

お願いするものです。

よって、1番2番、一括で、説明します。

1番について、説明します。

本件は、普通畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。契約内容につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和3年8月20日であり、土地の引渡期日は令和3年10月1日です。

なお、解約された農地は、議案第2号で、ご審議頂きます。

次に、2番について、説明します。

本件は、牧草畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。契約内容につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和3年8月20日であり、土地の引渡期日は令和3年10月1日です。

なお、解約された農地は、議案第3号で、ご審議頂きます。

1番2番のすべての案件が、合意による解約日が、引き渡すことになる日の期限前六箇月以内に成立しています。

従いまして、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

## (議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規

定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾5番1ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、44,654㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、売買価格は5,000,000円、10アール当たりで112,000円となっています。

本件は別紙の議案調査書のとおり、譲受人は受け手として農地法第3条第2項の内容に該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、今日13日に現地調査を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、今日13日に私と荻原委員、吉川委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

賃貸人、賃借人の住所氏名等につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町愛冠55番1外4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、山林、現況は畑です。

面積につきましては、373,358㎡の内、57,121㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃借人の経営移譲に伴い、再契約するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で85,000円、10アール当たりで1,500円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和3年度第3号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町大誉地727番6ほか23筆、計24筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑、採草放牧地、農業用施設用地です。

面積につきましては、196,444㎡のうち、畑が92,860㎡、採草放牧地が94,815㎡、農業用施設用地が4,150㎡、合計191,825㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、令和3年5月12日に開催された大誉地地区の人・農地プラン協議で、利用権の設定をする者の離農に伴い、利用権

の設定を受ける新規就農認定者の就農が承認されたことにより、利用調整されたものです。今後、令和3年10月1日から経営を開始するにあたり、農用地利用集積計画の決定をお願いするものです。

なお、現在、分筆作業を行っており、面積が確定され次第、北海道農業公社の農地保有合理化事業により、買入を予定しています。

議案調査書のとおり、借受人は酪農経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画の各要件を満たしていると判断しました。

以上で、1番の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 1番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町鷲府58番13ほか16筆、計17筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、雑種地、宅地、現況は畑です。

面積につきましては、54,717.66㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、3,500,000円、10アール当たり64,000円

で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、所有する農地を売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である宮口委員と協議したところ、元々、取得予定者が賃借していた、本地に隣接している農地であること、また、両者で合意していることから、地域には公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、買受人は畑作経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

○議長 2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番、4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番と4番につきましては、利用権の設定を受ける者が同一人であるため、一括で、説明します。

3番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町中足寄115番75ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、13,418㎡のうち、7,381㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間22,100円、10アール当たり3,000円で、支

払方法等につきましては記載のとおりです。

4番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町中足寄115番82ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、3,619㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間10,900円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、所有者の移転に伴い、既に、賃借していた者に、再度、賃貸するもので、地域担当農業委員である岡元委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、賃借人は肉牛・畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願いします。

○議長 3番、4番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄86番1ほか2筆、計3筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願します。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、今日13日に私と荻原委員、吉川委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに宅地、原野の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第30回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 48分 閉会

---

議 長 齋藤陽敬

---

農業委員 石黒 彰

---

農業委員 遠國 和宏

---

